

博士論文全文に代わる論文内容の要約

立命館大学大学院文学研究科
人文学専攻 博士課程後期課程
スギタニ リサ
杉谷 理沙

①題名

戦国期北野社組織と「権門」

②全体要旨

現在もなお中世寺社研究において主流の位置を占める黒田俊雄氏の顕密体制論において、戦国期の寺社勢力については、新興勢力による打撃を蒙りながらも、歪んだ形態ながら存続し、それを決定的壊滅に追いやったのは織豊権力であると評されている。しかし黒田氏の諸論では戦国期の寺社については未解明であり、ここに依然として中世寺社勢力論の課題が残されている。

また、顕密体制論の前提となる権門体制論では、室町幕府もまた依然権門体制を克服することはなかったとした上で、権門体制は応仁の乱をもって事実上消滅したとする。黒田氏は応仁の乱後の幕府機構はすでに崩壊していたという前提のもと、権門体制の終焉を応仁の乱に見ているが、近年の戦国期幕府研究では、応仁の乱後も将軍は京都や周辺地域の裁定者としての機能を保ち、諸大名への求心力を維持していたとされる。つまり中世で言う「権門」の（ここでは特に寺社の）戦国期特有の存在形態を改めて明らかにする必要がある。

そこで本論文では、戦国期の北野社を素材に据え検討を行った。北野社は室町幕府と密接な関係にあり、幕府権力が弱体化した時代に遭っては有力諸大名と、その後は豊臣政権とも強力なつながりを持った。また戦国期にあっても延暦寺と本末関係にあって、別当である門跡を頂点とする構造を維持し続けている。本論文ではこのような、戦国期における北野社と各「権門」とのつながり方を、祠官組織を中心として検討していくものである。また、従来の研究では、史料上の制約から、松梅院以外の祠官についてはあまり言及されることがなかった。本論文では、可能な限り松梅院以外の祠官にも目を向けることとした。

③目的と章構成

本論文は、北野社の祠官組織の分析を通じ、戦国期における寺社組織の検討を通じ、諸権力との連関を論じることにより、当該期における寺社勢力論を構築することを目的として

いる。章構成は以下の通りである。

序

第一篇 山門末社としての北野社組織

第一章 別当と社家——北野社における二つの人事権

第二章 南北朝期祇園社安居会の催行と社僧組織

第三章 戦国期における山門の末社支配——西京神人の酒麴専売訴訟を中心として

第二篇 北野社祠官組織と大名勢力

第一章 北野社における殿原編成と細川京兆家

第二章 戦国期北野社祠官の動向——宝成院を中心として

第三章 祠官家の統廃合

終章 芸能興行地北野の成立——織豊期～近世北野社への視座

④各章要約

第一篇

第一章「別当と社家——北野社における二つの人事権」

本章では、なぜ別当竹内門跡の権限は、社家松梅院によって克服されえなかったのか、という課題に、両者のもつ人事権という観点から取り組んだ。

松梅院はしばしば竹内門跡と対立し、ときに將軍家や細川京兆家の後ろ盾を用いるなどの手段で自身の意見を押し通すことがあった。また豊臣政権下では、所司代から「とにかく北野ハ松梅院次第」と言わしめたほどの力を持った。しかしながら、竹内門跡を頂点とする北野社の構造自体は、明治の神仏分離に至るまで崩されることはなく、形式上は門跡の持つ権限を松梅院が超越することはついに無かった。その理由は、両者の持つ人事権の性質の違いによるものと考えられ、門跡と松梅院の人事権の違いは、それが身分の根本を規定するものなのか、現場レベルで機能するものなのか、という点に求められる。松梅院がいかに現場レベルで大きな権限を持とうとも、門跡によって保証される根本的な祠官の身分なくしては北野社内では活動することは出来なかった。

このような別当と祠官のあり方は、室町期における天皇と將軍の、あるいは戦国期における將軍と諸大名のあり方と相似形にあると考えられ、これは前近代の社会に通底する概念であった。

第二章「南北朝期祇園社安居会の催行と社僧組織」

本章では、南北朝期の祇園社における夏安居（安居会）の催行形態と、それを担う社僧の

参勤形態について検討した。

祇園社の安居会では社僧が時刻ごとに結番され供花を行っていた。このような催行形態は北野社と共通しており、山門末社における社僧（祠官）たちの一揆的結合を想起させる。

本章は祇園社を素材としているが、同じく山門末社であった北野社もまた同様の催行形態を取っていたと考えられ、社僧（祠官）の結合の仕方が山門末社内でも同質のものであったことが想定される。

第三章「戦国期における山門の末社支配——西京神人の酒麴専売訴訟を中心として」

本章では、戦国期における山門による末社支配の様相の分析を通じて、山門の存在を前提とした京都支配の構造はどのように変化したのか、という点について検討した。

具体的には天文年間に起こされた酒麴専売訴訟について検討した。北野社における酒麴専売に関しては、将軍の後ろ盾を得た松梅院の権限集中や、その結果引き起こされた「文安の麴騒動」が有名であるが、天文十四年、北野社膝下領である西京では、約百年ぶりに酒麴専売訴訟が起こされる。本章はその理由を探ることを目的とした。

当該期は天文法華の乱の戦後にあたり、北野社の本山である山門（比叡山延暦寺）にとって、この訴訟は法華衆排斥策のひとつであった。また同時に、戦国期において著しく低下した経済力を回復させるための藁にもすがる手段であったと考えられる。

第二篇

第一章「中世後期北野社における殿原編成と細川京兆家」

本章では、松梅院と細川京兆家との連関について、松梅院の被官人集団である「殿原衆」の分析を通じて検討した。

松梅院にとって殿原衆とは、自身と外部の諸階層・諸地域を結ぶ窓口であると同時に自身を守護する傭兵的存在であった。細川京兆家にとっての殿原衆は、領国経営および京都支配において、末端の執行機関としての機能を担う存在であったと考えられ、すなわち京兆家にとっての松梅院は、被官人統制という面でのみ語るならば、京・在地において執行者たる被官を分散し存在させるための拠点として機能していた。その接合点である殿原衆の多重被官化現象は、松梅院と細川京兆家とを連結させる役割を果たし、一方で北野社領における細川氏の支配を扶助する役割をも果たしたと考えられる。

第二章「中世後期北野社祠官の動向——宝成院を中心として」

本章では、松梅院を相対化しうる祠官として宝成院を素材とし、宝成院が生き残るために取った手段として大内氏との関係に着目した。

宝成院は北野社祠官家のひとつであり、松梅院派に対抗しうる「宝成院衆」という派閥を形成した。その対立の淵源は、南北朝期における将軍家御師職の補任が二人の祠官になされたことにある。以降は松梅院が将軍家御師職の座をおおむね独占し、その勢力を伸ばし続けることになるが、もう一方の祠官家（光園院）との由緒を持つ宝成院もまた、北野社内において権限を握る機会を常にかがっていた。しかしながら松梅院の権力には対抗しえず、「生き残る」ための手段として、大内氏とのつながりを頼ったと考えられる。

宝成院は大内氏と師檀関係にあった。そのつながりは大内氏の在京中に結ばれたと考えられるが、応仁の乱後の守護在京原則崩壊後には、宝成院も大内領国へ下向すると言う手段を取りつつ、院領の維持に努めた。しかし、戦国期の情勢の中、大内氏の滅亡の憂き目にあい、院領は押領され、経済基盤は崩壊した。その隙に北野社における松梅院の専制は強化されていき、松梅院による宝成院への北野社からの排斥も相俟って、宝成院は滅亡するに至った。

前章で見た松梅院と細川京兆家との関係と合わせ考えるに、応仁の乱後における政局、すなわち細川京兆家と大内氏との対立構造は、北野社においては松梅院と宝成院との対立構造に置き換えることができる。ここに、寺社内部における応仁の乱の縮図を見出すことができる。

第三章「祠官の「家」の統廃合」

本章では、祠官の「家」を構成する要素を抽出するとともに、祠官家がいかにして近世の「祠官三家」へ至るのか検討した。

祠官「家」は社内での統廃合を繰り返していた。この内実は松梅院門弟衆と宝成院派祠官との対立、および禅豫系松梅院と禅椿系松梅院との対立の文脈で読み解く必要がある。第二章で見たとおり、松梅院以外の祠官たちは経済的困窮を抱えて生き残る途を模索していたが、断絶した祠官家は残った祠官家に接收された。当然、経済的にも社内における権限としても優位にあった松梅院とこれに連なる祠官家は生き残り、対して対立する祠官家はこれに接收されていった。また禅椿に与同した祠官もまた排斥され、禅豫系松梅院配下の祠官家として続くこととなる。本文中で述べたとおり、近世の「祠官三家」の起点は織豊期に形作られており、その道筋は戦国期に付けられたことになる。

終章「芸能興行地北野の成立——織豊期～近世北野社への視座」

本章では、本稿で検討してきた中世の北野社の終着点、また近世北野社の姿として、芸能興行地・北野の様相と、そこに至る過程について述べた。

織豊期以降の北野社は芸能興行隆盛の地であった。歌舞伎の祖と言われる出雲の阿国が

興行をしたという記録が初めて確実に見えるのも、北野社の門前であった。中世、勧進を伴う芸能興行を忌避していたとされる北野社の様子がこのように変化した理由は、荘園収入の減少に伴う信仰経済への依存や、秀吉の京都改造による寺社経済の構造変化など、神社経営へ勧進興行がもたらす経済的な利点が鍵となっていた。

また、北野社の場合、その変化は実質的な支配者であった祠官松梅院の意向によるところが大きい。北野社門前での芸能が隆盛していくにつれ、やがて芸能興行からもたらされる利益がひとつの権益となり、それが松梅院の独占するところとなっていく。このような芸能興行の成立は、従来言われてきたような「無縁」の論理のみで説明できるものではなく、芸能興行は世俗的な利権を纏ったひとつの商品として取り扱われるものであった。

⑤まとめ（結果・考察）

以上本論文では、戦国期における北野社と各「権門」とのつながり方を、祠官組織を中心として検討していった（本稿では大名家も戦国期の「権門」のひとつとみている）。

松梅院は室町期においては足利将軍家と、戦国期においては有力大名勢力（細川京兆家）と、豊臣政権下においては豊臣家と密接な関係を築き、紆余曲折を経ながらも北野社を自身の独占体制下に置くことに成功した。中世後期を通じて松梅院は政局を見極める嗅覚が優れていたと言え、裏を返せばこれらの「権門」と関係を築くことができなかつたからこそ、宝成院などの、松梅院や松梅院に連なる祠官たち以外は、その家もろとも時代の趨勢とともに消えていった。なお、松梅院と三好氏や織田氏等との関係は史料の残存状況もあって明らかにできなかつたが、豊臣政権そして徳川政権の時代にかけても松梅院は筆頭祠官としてゆるぎない地位にあったことを考えれば、いずれの政局においても良好な関係を築いていたと考えられる。

また第一篇第一章や終章でみたように、戦国期から近世にかけて松梅院の権限は門跡を凌駕するほどに強大になっていく。ここで本論文の課題のひとつである「なぜ門跡を頂点とする組織構造が維持され続けたか」という問いに立ち返るとき、第一篇第一章でみたように、別当竹内門跡から与えられるアイデンティティが、松梅院そのものを規定していた枠組みが崩れなかつたため、と結論付けることができる。話の飛躍を恐れずに言えば、これは歴史学上の大きな命題である「なぜ天皇制は維持され続けたか」という話とも相通ずると考えられる。すなわち中世で言えば室町時代の足利将軍が天皇に取って代わろうとはしなかつたように、あるいは信長以前の戦国大名が将軍に取って代わろうとはしなかつたように、上部権力体から与えられるアイデンティティのもと存在が規定されるというあり方は、中世社会に通底する概念であった。これが超克される瞬間が時代の節目と言えるわけだが、北野社に限らず多くの寺社の場合、それは明治の神仏分離まで降らなければならない。すなわち

黒田氏が権門・顕密体制論において「崩壊期」とした戦国期においても構造上の不変性が認められるのであり、一方でその構造を維持したまま権力の分散と遍在が見られるあり方こそが、戦国期における「権門体制」であったと言えるのではないだろうか。

⑥主な引用文献・参考文献

小野晃嗣「北野翹座に就きて」（『日本中世商業史の研究』法政大学出版局、1989年、初出1932年）

黒田俊雄「中世の国家と天皇」（『日本中世の国家と宗教』岩波書店、1975年、初出1963年）

黒田俊雄「中世寺社勢力論」（『黒田俊雄著作集』第三巻、法蔵館、1995年、初出1975年）

小泉恵子「松梅院禅能の失脚と北野社御師職」（『遙かなる中世』8、1987年）

佐々木創「中世北野社松梅院史の「空白」」（『武蔵大学人文学会雑誌』39-2、2007年）

佐々木創「北野社家引付」を記す人々」（『武蔵大学総合研究所紀要』18、2008年）

清水克行「正長の徳政一揆と山門・北野社相論」（『室町社会の騷擾と秩序』吉川弘文館、2004年、初出2003年）

竹内秀雄『天満宮』（吉川弘文館、1968年）

鍋田英水子「中世後期「北野社」神社組織における「一社」」（瀬田勝哉編『変貌する北野天満宮』平凡社、2015年、初出1997年）

三枝暁子「北野祭と室町幕府」（『比叡山と室町幕府』東京大学出版会、2011年、初出2007年）

三枝暁子「北野社西京七保神人の成立とその活動」（『比叡山と室町幕府』東京大学出版会、2011年、初出2007年）

山澤学「北野社祠官筆頭松梅院の定着と豊臣政権」（『歴史人類』45、2017年）